

【道路交通法施行令第22条3のイ】

車長の1.2倍を超える積載長は**違反**となりますのでお気をつけてください。

(※事前に許可を得たものは除く)

レン太3REN-9.0A積載例



約3.4m

軽四輪車積載例

道路交通法施行令 第22条

道路交通法(五七条)施行令 第二二条

三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを 超えないこと。
イ 長さ **自動車の長さ**にその長さの**十分の二の長さを加えたもの**。

反則金 7千円以上 点数 1点